

臨海副都心周辺地域における公共交通協議会の会議の公開に関する取扱要綱

平成 28 年 2 月 16 日
27 都市基交第 679 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、臨海副都心周辺地域における公共交通協議会規約（平成 27 年 1 月 25 日議決）（以下「規約」という。）第 9 条第 6 項に規定する会議の公開について、同条第 9 項に基づき、必要な事項を定める。

(会議開催の事前公表)

第2条 会議の開催は、原則として会議開催日の 1 週間前までに公表する。

2 前項により公表する内容は、日時、場所、予定する議題とする。

(傍聴者の員数)

第3条 傍聴者の員数は、10名以内とする。

(傍聴の申込み、受付)

第4条 傍聴を希望するものは、会議開催当日の開会 30 分前から 15 分前までに会議受付において傍聴を申し込むものとする。

(傍聴者の決定)

第5条 傍聴者は、会議開催当日、申込み後に決定する。

2 傍聴希望者が傍聴者の員数を超えた場合は、抽選により決定する。

(傍聴証の交付)

第6条 傍聴者は、開催当日、傍聴証の交付を受け、これを着用しなければならない。

(会場に入ることのできない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 鈍器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるものを携帯している者
- (2) 拡声器の類を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕を携帯している者
- (4) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- (5) 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（事前に事務局長の許可を受けた者を除く。）
- (6) 酒気を帶びている者
- (7) その他協議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第8条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、定められた傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

- (4) 会場における写真撮影、録画及び録音はしないこと。(事前に事務局長の許可を受けた場合を除く。)
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の議事、進行の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 規約第9条第6項に基づき、会議を非公開にしたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。

(報道関係者について)

第10条 報道関係者は、第3条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第4条及び第7条から第9条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

3 録音機、写真機、撮影機の使用は、会議の開会から議事に入る前までとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月16日から施行する。